

続人を知った時から6カ月を経過したとき、又は相続開始時から1年を経過したときは請求できなくなる。なお、この期間は除斥期間である。

(3)特別寄与料

特別寄与料の額は、被相続人が相続開始時において有していた財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない(同条4項)。被相続人がすべての財産を遺贈していた場合には、特別寄与者は特別寄与料の請求ができなくなるのである。

なお、相続人が数人いる場合における各相続人の負担額は、特別寄与料の額に法定相続分を乗じた額となる(同条5項)。

46 遺言制度

(1)自筆証書遺言の簡略化

従来の自筆証書遺言では、氏名や日付だけでなく、内容も含めた全てを自書しなければならなかった。しかし、これでは遺贈したい財産の詳細までも自書しなければならず、自書の際に間違いがあったり、実際には他のどの方法よりも面倒なものとなっていた。

そこで、財産の記載については、目録のパソコン作成、また、預貯金については通帳のコピーを添付するということが可能になった。

ただし、自書によらない相続財産の目録のすべてのページに、遺言者が署名し、押印しなければならない(968条2項)。

(2)遺贈義務者の引渡義務

債権法の改正によって、まず担保責任の考え方が大きく変わり、特定物不特定物を問わず、買主の追完請求等が可能となり、また贈与者は、無償で目的物を受贈者に移転することに着目し、贈与者の責任につき「贈与者は贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する」と定められた(551条)。

これに伴い相続法でも、遺贈も贈与と同様に無償であることから、遺贈義務者の引渡義務につき改正がなされた。従来、遺贈義務者に調達義務を課していたのに対し、特定物不特定物を問わず「遺贈義務者は遺贈の目的である物又は権利を相続開始時の状態で引き渡し、又は移転する義務を負う」と改正された(998条)。

47 遺言執行者

(1)遺言執行者の法的地位

(前) 遺言執行者は、本来は遺言者の代理人とされるどころ、遺言の効力発生時には遺言者は既に死亡しているため、遺言執行者は相続人の代理人とされていた。

(後) 遺言執行者は、遺言の内容を実現することが責務であり、必ずしも相続人の利益を守る立場ではないため、「遺言執行者は相続人の代理人」という文言は削除された。

そして、「遺言執行者が、その権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる」と規定した(1015条)。これによって、遺言の内容が相続人の不利益となる時でも、遺言執行者は遺言の内容を実現する行為を行えばよいことが明確となった。

(2)遺言執行者の通知義務

従来、実務上、遺言執行者は、遺言の内容及び就職した旨を相続人全員に通知しなければならない、とされていた。改正により、この遺言執行者の通知義務が明文化された(1007条2項)。

(3)復任権

(前) 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ第三者にその任務を行わせることができない、とされていた。

(後) 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる、とされた(1016条1項)。これにより、やむを得ない事由がなくても、復代理人を選任できるようになった。

なお、第三者に任務を行わせることについて、遺言執行者にやむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負えば足りる(1016条2項)。

(4)遺言執行者の権限

(前) 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する、とされていた。

(後) 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する、とされた(1012条1項)。

これにより、一切の行為をする権限とは、遺言の内容を実現するための行為か否かを基準に判断すればよいことになった。

①対抗要件の具備

遺産分割方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人または数人に承継させる旨の遺言のことを「特定財産承継遺言」という。

特定財産承継遺言があった場合、共同相続人が対抗要件を備えるために必要な行為を遺言執行者がすることができるようになった(1014条2項)。これにより、不動産の登記においても、相続を原因とする所有権移転登記が可能となるように思われる。

②預貯金の払戻し等

特定財産承継遺言の対象財産が預貯金債権である場合、遺言執行者はその預貯金の払い戻し請求及び解約の申し入れをすることが可能となった(1014条3項)。

なお、預金の解約申し入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限定されている。

(5)遺贈の履行義務者

従来から、遺贈において遺言執行者がいる場合には、遺言執行者が登記などの履行義務を負っていた。改正により、これが明文化され、履行請求の相手は遺言執行者であることが明確となった(1012条2項)。